

座間市 暫定ケアプラン（介護・予防）に係る事務の手引き

認定申請中に暫定ケアプランにてサービス利用を開始し、認定結果が見込み違いとなった場合、暫定ケアプランを「自己作成扱い」とし、保険者が給付管理を行うことで介護給付対象とすることができます。

つきましては、暫定ケアプランの取扱いについて次のとおりとさせていただきますので、内容をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【事務手続き】

要介護・要支援認定申請（新規・変更・更新）を行い、暫定でサービス利用を開始する場合は、想定した認定結果で居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書を提出してください。

想定した認定結果が違った場合、「サービス計画自己作成届出書」及び「暫定ケアプラン」の提出をしてください。

また、月を跨いで介護度区分の結果違いとなった場合は、認定審査会で認定された介護度で「給付管理票（座間市様式）」を作成し、その根拠となる資料（介護サービス事業所から提出されたもの）を添え、提出してください。

※サービス計画自己作成届出書を提出した翌月 4 日までに給付管理票（座間市様式）を提出ください。

サービス計画自己作成届出書を提出した翌月より請求が可能となります。

（例）令和 8 年 4 月に認定申請を行い、要支援の想定で介護予防のサービス計画作成依頼届出書を提出し、暫定ケアプラン（予防）を作成した

令和 8 年 5 月に要介護の結果が出た

令和 8 年 5 月 20 日に居宅介護支援事業所と契約

「居宅サービス計画作成依頼届出書」を作成し、提出した

「サービス計画自己作成届出書」を作成し、「暫定ケアプラン（予防）」と合わせて提出した

令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 19 日までサービスの暫定利用がされていた

- ・ 令和 8 年 4 月サービス利用分については、保険者が給付管理を行う
- ・ 令和 8 年 5 月サービス利用分については、居宅介護支援事業所が給付管理を行う

	4 月 認定申請月 ※暫定利用開始	5 月 認定決定月	6 月
包括	【認定申請】 サービス計画届出書を提出 暫定ケアプラン（予防）を作成	【審査会】 ※結果違い判明 自己作成届出書及び暫定ケアプラン（予防）を提出	認定審査会で認定された介護度で 4 月の給付管理票を作成・根拠資料を提出
居宅		※契約に伴い サービス計画届出書を提出	5 月の給付管理を行う

※認定の結果が違った場合の座間市への提出する書類については、給付管理がスムーズにできる状態となっているものを提出いただけるようご協力ください。

○次のいずれかに該当する場合は、暫定ケアプラン等の提出が不要になります。

- ・利用者が居宅介護支援事業所に依頼し、要介護1以上を想定し介護サービス計画届出書を提出した上で、暫定ケアプラン（介護）を作成し、介護サービスを利用していたが、認定結果は要支援1または2となった。そのことを地域包括支援センターが把握し、居宅介護支援事業所が介護予防のサービス計画届出書等を作成することが可能であるか確認し、関連する作業を居宅介護支援事業所に依頼する。
- ・地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に依頼し、要支援1または2を想定し介護予防のサービス計画作成依頼届出書を提出した上で、居宅介護支援事業所が暫定ケアプラン（予防）を作成し、サービス利用していたが、認定結果が要介護1以上となった。そのことを居宅介護支援事業所が把握し、あらたに介護のサービス計画届出書等の作成をし、関連する作業を進める。
- ・要支援・要介護の想定が困難で、あらかじめ利用者が居宅介護支援事業所と地域包括支援センターに依頼し、介護と支援双方の暫定ケアプランを作成し、また双方のサービス計画届出書を提出している。